

【第1条関係】中野区旅館業法施行条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第6条の3 (旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準) 第7条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 調理室を設ける場合には、宿泊者に食事を提供するのに支障のない広さを有し、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第54条に規定する <u>条例で定める施設の基準</u> に適合するものであること。 (4)～(10) (略) 第8条～第13条 (略) 附 則 (略)	第1条～第6条の3 (旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準) 第7条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 調理室を設ける場合には、宿泊者に食事を提供するのに支障のない広さを有し、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第51条に規定する <u>施設の基準</u> に適合するものであること。 (4)～(10) (略) 第8条～第13条 (略) 附 則 (略)

【第2条関係】中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第11条 (略) (食事の提供をする場合の措置) 第12条 住宅宿泊事業者等は、届出住宅において食事の提供をする場合においては、食中毒の発生の防止に努めるとともに、当該食事の提供が食品衛生法(昭和22年法律第233号)第54条に規定する営業に該当する場合には、同法第55条第1項の許可を受けなければならない。 第13条～第15条 (略) 附 則 (略)	第1条～第11条 (略) (食事の提供をする場合の措置) 第12条 住宅宿泊事業者等は、届出住宅において食事の提供をする場合においては、食中毒の発生の防止に努めるとともに、当該食事の提供が食品衛生法(昭和22年法律第233号)第51条に規定する営業に該当する場合には、同法第52条第1項の許可を受けなければならない。 第13条～第15条 (略) 附 則 (略)

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。